

# 個人情報取扱規程

社会福祉法人幸和会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人幸和会（以下「当法人」という。）が「法」（本規程で定義する法をいう。）、「政令」（本規程で定義する政令をいう。）、「規則」（本規程で定義する規則をいう。）、番号法規則（本規程で定義する番号法規則をいう。）及び「ガイドライン」（本規程で定義するガイドラインをいう。）に基づき、当法人の取り扱う個人データ（第2条第6項に定義する個人データをいう。）の適正な取り扱いを確保するために定めるものである。

なお、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては本規程の他に、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

- 2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別紙で定めるものをいう。
- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別紙で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 「個人情報データベース等」とは、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。
- ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
  - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
  - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- 5 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）
  - ④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- 6 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。
- 7 「保有個人データ」とは、当法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、以下のものを除く。
- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 8 「仮名加工情報」とは、法に定める仮名加工情報をいう。
- 9 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 10 「従業者」とは、当法人の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も

含まれる。

- 11 「事務取扱責任者」とは、当法人の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。
- 12 「部門責任者」とは、各部門における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。
- 13 「事務取扱担当者」とは、当法人内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
- 14 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- 15 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 16 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
- 17 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。
- 18 「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。
- 19 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）を総称したものをいう。
- 20 「番号法」とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」をいう。
- 21 「番号法規則」とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」をいう。
- 22 「個人番号」とは、番号法でいう個人番号をいう。
- 23 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

## 第2章 方針の周知

(個人情報保護方針の制定)

第3条 当法人は、次の事項を含む個人情報等の保護に関する方針を定め、これを従業者に周知しなければならない。また、個人情報等の保護に関する方針は、一般に公示する措置を講じなければならない。

- ① 当法人の名称
- ② 安全管理措置に関する事項
- ③ 番号法関連法令・ガイドラインの遵守
- ④ 質問及び苦情処理の窓口

## 第3章 組織体制

(個人情報管理責任者)

第4条 当法人の理事長は、個人情報等の取扱いに関して当法人の総括的な責任を有する個人情報管理責任者を次の通り設置する。

- ① 個人情報管理責任者は、理事長が任命する。
  - ② 個人情報管理責任者は、個人データ管理を担当する各施設の施設長を事務取扱責任者として指名し、個人データ管理に関する業務を分担させることができる。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等に関する監査を除き、次に掲げる事項その他当法人における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有するものとする。
- ① 本規程第3条に規定する基本方針の策定、従業者への周知及び一般への公表
  - ② 本規程及び委託先の選定基準の策定並びに従業者への周知
  - ③ 本規程に基づき個人データの取扱いを管理する上で必要とされる細則の承認
  - ④ 個人データに関する安全対策の策定・実施
  - ⑤ 個人データの適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施

- ⑥ 事故発生時の対応策の策定・実施
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画

3 個人情報管理責任者は、監査責任者より監査報告を受け、必要に応じて特定個人情報管理体制の改善を行う。

(事務取扱担当部門)

第5条 当法人は、各施設において個人データに関する事務を行うものとする。

- ① 従業者等に係る個人データに関する事務部門
- ② 従業員等以外の個人データに関する事務部門

(事務取扱責任者の責務)

第6条 第4条第1項第2号で指名された事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- ① 個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- ② 個人データの利用申請の承認及び記録等の承認と管理を行うこと
- ③ 管理区域及び取扱区域を設定すること
- ④ 個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理を行うこと
- ⑤ 個人データの取扱状況を把握すること
- ⑥ 委託先における個人データの取扱状況等を監督すること
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修を実施すること
- ⑧ その他当法人における個人データの安全管理に関する事項について個人情報管理責任者の補佐をすること

(事務取扱担当者の責務)

第7条 各施設における事務取扱担当者は、個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、個人情報を取扱う業務に従事する際、法、規則、その他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の法人内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項（以下「法規等」という。）に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、個人データの漏えい等、法規等に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。
- 3 各施設において個人データが記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人データの確認等の必要な事務を行った後は速やかに当該書類を受け渡すこととし、自己の手元に個人データを転記したもの等を残してはならないものとする。

(内部監査責任者)

第8条 内部監査責任者は、代表者が任命し、当法人内の個人データを取り扱う業務において、法規等が遵守され、適法かつ適正に取り扱われているかについて、定期的に監査を行い、その結果を代表者及び個人情報管理責任者に報告する。

- 2 内部監査責任者は、個人情報の取扱いに関する監査に必要な内部監査担当者を選任することができる。

(情報漏えい事故等への対応)

第9条 個人情報管理責任者は、個人データ（仮名加工情報を除く。）の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、代表者及び事務取扱責任者と連携して漏えい事案等に対応する。

#### (情報漏えい事故等の公表)

第10条 個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を代表者に報告し、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。

2 個人情報管理責任者は、漏えい事案等で法、規則、番号法、及び番号法規則で報告が義務付けられている事態（以下「報告対象事態」という。）が発生した場合、個人情報保護委員会に必要な報告を速やかに行うものとする。ただし、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているものはこの限りではない。

3 個人情報管理責任者は、報告対象事態が発生した場合は、規則で定められた事実を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合にはこの限りではない。

4 個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合には、速やかに公表するものとする。ただし、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合には事実関係及び再発防止策等についての公表を省略することができる。また、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大に繋がる可能性があると考えられる場合には、専門機関等の見解を踏まえて同様の取り扱いとすることができる。

#### (情報漏えい事故等の再発防止)

第11条 個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

2 個人情報管理責任者は、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

3 個人情報管理責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録を（年に1回以上）の頻度にて分析するものとする。



## 第4章 点検

(運用の確認、本規程に基づく運用状況の記録)

第12条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、次に掲げる事項につき、システムログ及び利用実績を記録するものとする。

- ① 個人情報の取得及び個人情報データベース等ファイルへの入力状況
- ② 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- ③ 個人データが記録された書類・媒体等の持出しの記録
- ④ 個人情報データベース等の削除・廃棄記録
- ⑤ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等の記録）
- ⑥ 委託先における①から⑤までに相当する記録

(取扱状況の確認手段)

第13条 事務取扱担当者は、個人情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、個人情報管理台帳に次に掲げる事項を記録するものとする。なお、個人情報管理台帳には、個人データ自体は記載しないものとする。

- ① 個人情報データベース等の種類、名称
- ② 個人データの範囲
- ③ 記録媒体
- ④ 責任者、取扱部署
- ⑤ 利用目的
- ⑥ 保存期間
- ⑦ 削除・廃棄状況
- ⑧ アクセス権を有する者

⑨ 個人情報データを取り扱う情報システムを設置する「管理区域」の場所

⑩ 個人データを取り扱う事務を実施する「取扱区域」の場所

(監査の実施)

第14条 監査責任者は、当法人における個人データの取扱いが法規等と合致していることを定期的に監査する。

2 監査責任者は、個人データの取扱いに関する監査結果を代表者及び個人情報管理責任者に報告する。

## 第5章 個人情報の取扱い

### 第1節 個人情報の取得・保有等

(利用目的の特定)

第15条 当法人は、個人情報（特定個人情報を除く。以下本章において同じ。）の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 当法人は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 当法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(利用目的の通知等)

第17条 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第18条 当法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(適正な取得)

第19条 当法人は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂

行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ⑤ 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- ⑥ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- ⑦ 法第 23 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
- ⑧ 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る）

（データ内容の正確性の確保等）

第 20 条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

## 第 2 節 第三者提供の制限

（第三者提供の制限）

第 21 条 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 第三者が学術研究機関等である場合で、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 当法人は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、第19条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法に基づき本項の方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- ① 当法人の名称、住所及び代表者の氏名
- ② 第三者への提供を利用目的とすること。
- ③ 第三者に提供される個人データの項目
- ④ 第三者に提供される個人データの取得方法
- ⑤ 第三者への提供の方法
- ⑥ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- ⑦ 本人の求めを受け付ける方法
- ⑧ 第三者に提供される個人データの更新の方法

⑨ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 当法人は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同行の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号乃至第9号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 当法人は、第2項の規定による届け出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届け出があった場合も同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

① 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人について通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 当法人は、前項第3号に規定する利用する者の個人データの管理について責任を有する者の氏名名称、若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときは、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

7 前各号にかかわらず、当法人は仮名加工情報を第三者に提供しないこととする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第22条 前条にかかわらず、当法人が外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）に個人データを提供する場合は、前条第1項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。

この場合、あらかじめ本人に対し、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供しなければならない。

2 前項にかかわらず、当法人が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条を適用するものとする。

3 第1項及び前項にかかわらず、外国にある事業者が適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（以下「相当措置」という。）を講じている場合であって、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとされている場合には、前条を適用するものとする。

4 前項における「適切かつ合理的な方法」、「相当措置」、「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」は、別紙に規定するところに従う。

(第三者提供をする際の記録)

第23条 当法人は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第27条第1項各号に該当する場合又は同条6項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 第三者に個人データの提供をする場合の記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロ



フィルムを用いて作成する方法によるものとする。

- 3 前項の記録は、次項又は第5項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。
- 4 第2項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第20条第2項から第5項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）をしたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 5 第2項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。
- 6 第20条第2項から第5項までに基づき個人データを第三者に提供した場合は別紙「個人データ提供記録簿」に以下の事項を記録するものとする。
  - ① 当該個人データを提供した年月日
  - ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
  - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - ④ 当該個人データの項目
- 7 第20条第1項又は前条に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は別紙「個人データ提供記録簿」に以下の事項を記録するものとする。
  - ① 本人の同意を得ている旨
  - ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
  - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④ 当該個人データの項目

8 第6項及び前項の記載事項のうち、第2項から第5項までの方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

9 当法人は、第6項から前項までの規定により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場 合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第24条 当法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号に該当する場合又は同条6項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- ② 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 当法人が、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場 合	方 法
① 前項1号に該当する事項	個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
② 前項2号に該当する事項	個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

3 前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確

認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることとの確認を行う方法によるものとする。

4 当法人は、前3項に基づく確認を行ったときは、以下の区分に応じて以下の事項を記録しなければならない。

① 第20条第2項から第5項までの方法により個人データの提供を受けた場合（別紙「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）

(a) 個人データの提供を受けた年月日

(b) 当該第三者の氏名又は名称

(c) 当該第三者の住所

(d) 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(e) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(f) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(g) 当該個人データの項目

(h) 法第23条第4項に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨

② 第20条第1項又は第21条に基づく本人の同意を得て第三者に提供した場合（別紙「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）

(a) 本人の同意を得ている旨

(b) 当該第三者の氏名又は名称

(c) 当該第三者の住所

(d) 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

- (e) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
  - (f) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (g) 当該個人データの項目
- ③ 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合（別紙「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）
- (a) 当該第三者の氏名又は名称
  - (b) 当該第三者の住所
  - (c) 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
  - (d) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
  - (e) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (f) 当該個人データの項目
- 5 前項各号の記載事項のうち、既に作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 6 第4項の記録は、次項又は第8項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
- 7 第4項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第20条第2項から第5項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 8 第4項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に

記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。

9 当法人は、第4項又第5項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

## 第6章 安全管理措置

### 第1節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

第25条 当法人は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次に掲げる方法に従い以下の措置を講じる。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置や、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第26条 当法人は管理区域及び取扱区域における個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

- ① 個人データを取り扱う機器、電子媒体又は書類等については、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- ② 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤ等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第27条 当法人は個人データが記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、個人データを、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

- ① 個人データに係る第4節により当法人が監督する外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- ② 利用目的の範囲内で個人データを利用する場合

2 前項により個人データが記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。

(1) 個人データが記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

- ① 持出しデータの暗号化
- ② 持出しデータのパスワードによる保護
- ③ 施錠できる搬送容器の使用
- ④ 追跡可能な移送手段の利用 (源泉徴収票等を従業者に交付するにあたっては、配達記録、書留郵便又は本人確認郵便で送付する。)

(2) 個人データが記載された書類等を安全に持ち出す方法

- ① 封緘又は目隠しシールの貼付

(記録媒体等の廃棄・削除)

第28条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ② 事務取扱担当者は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ③ 事務取扱担当者は、個人情報データベース中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
  - ④ 個人データを取り扱う情報システムにおいては、法定保存期間及び当法人が定める保存期間経過後速やかに個人データを削除するよう情報システムを構築するものとする。
  - ⑤ 個人データが記載された書類等については、当該関連する届出書類等の法定保存期間及び当法人が定める保存期間経過後速やかに廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人データ若しくは個人情報データベース等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。削除・廃棄の記録としては、個人情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該個人データ自体は含めないものとする。

## 第2節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第29条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ② 個人情報データベース等を取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。

- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第30条 個人データを取り扱う情報システムにおいては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第31条 当法人は、次に掲げる方法により、情報システムを外部からの不正アクセス及び不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する方法
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報漏えい等の防止)

第32条 当法人は、個人データをインターネット等により外部に送信する場合、次に掲げる方法により通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている個人データの情報漏えい等を防止するものとする。



① 通信経路における情報漏えい等の防止策

通信経路の暗号化

② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策

データの暗号化又はパスワードによる保護

### 第3節 従業員の監督

(従業員の監督)

第33条 当法人は、従業員が個人データを取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

### 第4節 委託先の監督

(委託先の監督)

第34条 当法人は、個人データの取扱いの一部を委託するものとし、当法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。

① 委託先の適切な選定

② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

③ 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握

3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、次に掲げる事項について特定個人情報等の保護に関して当法人が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。

① 設備

② 技術水準

- ③ 従業者に対する監督・教育の状況
- ④ 経営環境状況
- ⑤ 個人データの安全管理の状況（「個人データを取り扱う事務の範囲の明確化」、「個人データの範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」及び「個人データの削除、機器及び電子媒体等の廃棄」等を含む。）
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう若しくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）又は以下の(i)から(v)までのいずれにも該当しないこと
  - (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する団体又は個人
  - (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する団体又は個人
  - (iii) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する団体又は個人
  - (v) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される程度に関係を有する団体又は個人

4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、次に掲げる規定等を盛り込むものとする。

- ① 秘密保持義務に関する規定
- ② 事業所内からの個人データの持出しの禁止
- ③ 個人データの目的外利用の禁止
- ④ 再委託における条件
- ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

- ⑥ 委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定
  - ⑦ 従業者に対する監督・教育に関する規定
  - ⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
  - ⑨ 個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定
  - ⑩ 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 当法人は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、毎年1回定期的に及び必要に応じてヒヤリング等を実施するものとする。
- 6 当法人は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当法人に報告される体制になっていることを確認するものとする。

(再委託)

- 第35条 委託先は、当法人の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの取扱いの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 2 当法人は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか否かについても監督する。
- 3 当法人は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、前条第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

## 第7章 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

(保有個人データの開示)

- 第36条 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データ（仮名加工情報を除く。以下本章において同じ。）について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該情報の情報主体

であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

2 当法人は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報保護法の条文及び判断の基準となる事実）を説明することとする。

- ① 本人又は第三者の生命、身体及び財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合

3 第1項及び前項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第23条（次の各号に掲げるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。

- ① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体、又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ② 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（保有個人データの開示請求処理手順）

第37条 前条に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

① 受付時に次に掲げる事項を確認する

- a 所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人データの内容が記載されているもの）による請求であること。
- b 予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
- c 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。

なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

② 開示の可否の決定

個人情報管理責任者は、次に掲げる全てについて、検討の上、開示の可否を決定する。

- a 請求された個人データが物理的に存在するか否か。
- b 前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。
- c 前条第2項各号に定める理由により、不開示事由に該当するか否か。

③ 不開示の場合の対応

前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。

④ 請求者に対する通知時期

- a 開示請求に対する回答（全部若しくは一部の不開示、又は本人が請求した方法による開示が困難である場合の通知も含む）は、書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人データの訂正等）

第38条 当法人は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含

む。)を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、当該本人に対し、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(保有個人データの訂正等処理手順)

第39条 前条に基づき、開示の結果、保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。

- ① 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
- ② 個人情報管理責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等の要否を決定する。
- ③ 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、当該請求者に対して判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。

2 保有個人データの訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。

- ① 個人情報管理責任者は、当該保有個人データを取り扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
- ② 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
- ③ 個人情報管理責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

第40条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第18条又は第19条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供

の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

3 ①当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、②当該本人が識別される保有個人データに係る第9条（情報漏えい事態への対応）に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取り扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止又は第三者への提供の停止に係る請求があった場合、これに応じるものとする。

4 当法人は、本人から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。

ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代るべき措置をとるときは、この限りではない。

(開示等を求める手続き及び手数料)

第41条 当法人は、保有個人データに関して、第17条、第36条、第38条及び第40条の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページで常時掲載を行い、又は当法人の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。

3 法第30条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

## 第8章 教育

(従業者の教育)

第42条 当法人は、従業者に対して本規程を遵守させるために、定期的な研修の実施及び情報提供等を行い、個人データの適正な取扱いを図るものとする。

## 第9章 苦情及び相談

(苦情等への対応)

第43条 当法人は、当法人における個人データの取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

## 第10章 見直し



(代表者による見直し)

第44条 当法人の理事長は、監査の結果及びその他の経営環境等に照らして、適切な個人データの適切な管理を維持するために、定期的に個人データの取扱いに関する安全対策および諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

## 第11章 その他

(罰 則)

第45条 当法人は、本規程に違反する行為を行った従業者は、当法人の就業規則に従い、懲戒解雇を含む処分、損害賠償請求の対象にすることがある。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。